

葛西水再生センターにおける燃料電池バス対応水素供給設備整備特別対策事業実施要綱

(制定) 平成 30 年 8 月 28 日付 30 環地次第 128 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が 2020 年に向けた実行プランに掲げる政策目標「燃料電池バス普及台数 100 台以上」の達成に向け、葛西水再生センター内において、民間事業者が機能補償及び整地並びに燃料電池バスに対応した水素供給設備の整備及び運営を行う燃料電池バス対応水素供給設備整備特別対策事業（以下「本事業」という。）に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

なお、本事業は、整備に適した用地が極めて少ないことから、事業者の参入を促進するため、都が特別対策として、本事業に係る機能補償及び整地に要する経費を負担します。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 燃料電池バス 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しないバスであつて道路運送車両法(昭和26 年法律第185 号)第60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けたバス
- 二 燃料電池自動車 燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いるものであつて、自動車登録番号標（道路運送車両法第11条第 1 項に規定するものをいう。）若しくは車両番号標（同法第73条第 1 項に規定するものをいう。）を表示している自動車又は特別区若しくは市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車若しくは原動機付自転車
- 三 水素供給設備 燃料電池自動車にその燃料として水素を供給する定置式又は移動式の設備
- 四 機能補償 葛西水再生センターにおける水素供給設備整備箇所で、現に機能している下水道施設の機能を確保するために行う既存施設の移設等
- 五 整地 葛西水再生センターの水素供給設備整備箇所で、当該水素供給設備を整備するために行う土地の切土、擁壁の設置等

(本事業の内容)

第 3 条 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）と連携して、次の各号のとおり本事業を行う。

- 一 都は、別に定める公募要項に基づき、機能補償及び整地並びに燃料電池バスに対応した水素供給設備の整備及び運営を行う民間事業者（以下「水素供給設備整備事業者」という。）を公募する。
- 二 都は、前号の公募に応募した民間事業者について、都の職員で構成する選定委員会において審査を行った上で、本事業の目的の達成に有効と認められる水素供給設備整備事業者を決定する。

三 都は、本事業の実施に係る機能補償及び整地並びに燃料電池バスに対応した水素供給設備の整備及び運営に関し、水素供給設備整備事業者及び公社と協議の上、三者で協定を締結する。

四 都は、水素供給設備整備事業者に対し、機能補償及び整地に要した次の経費（以下「負担金交付対象経費」という。）を全額負担する。ただし、187百万円を上限とする。

ア 機能補償工事費（機能補償に係る工事に要した経費をいう。）

イ 整地工事費（整地に係る工事に要した費用をいう。）

ウ 設計費（ア及びイの工事に要する設計（調査を含む。）に係る経費をいう。）

エ 諸経費（ア及びイの工事に要する諸経費をいう。）

五 本事業において整備する水素供給設備は、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 燃料電池バス対応水素供給設備を運営するに当たり、営業日は、年中無休とすること（ただし、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第1項の保安検査及び同法第35条の2の定期自主検査に要する期間は除く。）。

イ 燃料電池自動車を営業時間内において常時適切に受入れできる能力を有すること。

ウ イの要件に加え、燃料電池バスを1日当たり20台以上受入れできる能力を有すること。

エ 営業開始時刻から営業終了時刻まで連続して、常に、1時間当たり15kgの水素を4台の燃料電池バスに充填できる能力を有すること。

オ 平成31年（2019年）10月末までに燃料電池バス対応水素供給設備の整備を完了させ、同年11月に開設すること。ただし、設備の能力がウ及びエの要件より著しく向上すると都が認める場合には、平成32年（2020年）2月末までに整備を完了させ、同年3月に開設することができるものとする。

なお、実施事業者の責に帰さない理由により遅延する場合はこの限りでない。

（本事業の実施体制）

第4条 都は、次のとおり、公社と連携して本事業を実施する。

一 都は、公社との間で、平成29年12月27日付けで締結した燃料電池自動車用水素供給設備整備事業に係る出えん契約について契約内容を変更した変更契約書を締結し、同変更契約書に基づく出えん金を前条に掲げる負担金の原資に充てるものとする。

二 公社は、別に締結する協定に基づき、本事業の実施に係る水素供給設備整備事業者に対する負担金の交付に関する事務を行うものとする。

三 公社は、別に締結する協定に基づき、本事業により水素供給設備整備事業者が作成した実績報告書を取りまとめ、都に提供するものとする。

（実施場所）

第5条 本事業は、葛西水再生センター内において実施するものとする。

（実施期間）

第6条 本事業の実施期間は、平成30年度から平成47年度（2035年度）までとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 (平成30年8月28日付30環地次第128号)

この要綱は、平成30年8月30日から施行する。